

平成 2 1 年度水質検査計画

室蘭市水道部

はじめに

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものであります。

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目などを定めたもので、下記の内容となっております。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 水質検査の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

室蘭市水道部では、これまでの水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、この水質検査計画を策定し、水質検査結果の公表と併せまして、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよう公表します。

1 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）の他、浄水場の入口（原水）、出口（浄水）及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている「水質基準項目」、検査計画に位置づけることが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」、及び水源水質並びに浄水処理機能を監視して、水道水が安全で良質であることを確認するための室蘭市が独自に行う「維持管理項目」とします。
- (3) 検査頻度は、水道法及び過去の検査結果などに基づき検査頻度の緩和可能な項目についても安全確認のため検査地点・検査項目に応じて、1日1回及び月1回～年1回の頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

区 分	内 容
給水区域（平成19年度末）	室蘭市内（36.15 km ² ）
給水人口（平成19年度末）	96,836人
給水戸数（平成19年度末）	47,976戸
計画一日最大給水量	44,900 m ³
一日最大給水量（平成19年度実績）	42,065 m ³ （8月14日：登別市分水量含む）
一日平均給水量（平成19年度実績）	36,522 m ³ （登別市分水量含む）

(2) 水源概要

本市の水道は、緑豊かな室蘭岳と支笏洞爺国立公園内のオロフレ山系を集水流域とした、大規模な汚染源がなく水質水量共に変動の少ない、次の3河川を水源としています。

① チマイベツ川水系チマイベツ川

河口から7.2 km上流の取水堰で1日最大 10,997 m³を取水して、約1.3 kmの導水管でチマイベツ浄水場へ送られます。

② チマイベツ川水系ペトル川

河口から7.1 km上流の取水堰で1日最大 5,498 m³を取水して、約1.3 kmの導水管でチマイベツ浄水場へ送られます。

③ 登別川水系登別川

河口から5.5 km上流の取水堰で1日最大 30,383 m³を取水して、原水調整池にポンプ揚水し、約1.7 kmの導水管で千歳浄水場へ送られます。

(3) 浄水場施設概要

本市は、下記のとおり3河川を水源とした2箇所の浄水場を有しております。

浄水場名	チマイベツ浄水場	千歳浄水場
所在地	室蘭市石川町	登別市札内町
原水の種類	表流水 チマイベツ川・ペトル川	表流水 登別川
浄水能力 (m ³ /日)	16,500	40,000
沈澱池	横流式薬品沈澱池	スラー循環・スラッジブランケット 複合型高速凝集沈澱池
ろ過池	砂ろ過単層 重力式ホイラー型	砂ろ過単層 重力式有効ブロック型 マンガン接触ろ過
浄水処理方式	急速ろ過 後塩素処理	急速ろ過 中間塩素処理 前後炭酸ガス・消石灰処理
使用薬品凝集剤 消毒剤 酸・アルカリ剤	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム 炭酸ガス・消石灰

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

- ① チマイベツ川水系やペトル川水系の水源上流域には、人為的な汚染源がなく、原水水質は良好で安定しています。
- ② 登別川水系は、集水流域面積が 29.2 km²と広く水量豊富で水質的に安定していますが、降雨量の多い流域のため降雨時には高濁度の発生があります。また、取水源上流域には、カルルス温泉、牧場、ゴルフ場がありますが、これまでのゴルフ場農薬調査ではすべて検出されておられません。

これら原水の汚染要因及び水質管理上の注意すべき項目を下表に示します。

水系	チマイベツ川水系	ペトル川水系	登別川水系
原水の汚染要因	・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生	・降雨等による高濁水発生 ・地質由来のマンガン等 ・温泉水、浄化槽 ・畜舎、牧場 ・ゴルフ場 ・油類等による突発汚染事故
水質管理上注意すべき項目	・濁度 ・色度 ・有機物 (TOC) ・フェノール類	・濁度 ・色度 ・有機物 (TOC) ・フェノール類	・濁度 ・色度 ・マンガン、ヒ素 ・一般細菌、大腸菌 ・フェノール類 ・アルミニウム

(2) 浄水場の状況

原水由来以外に浄水場で使用する薬品由来で注意すべき項目があります。

浄水場での使用薬品からの由来で注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none">・アルミニウム（凝集剤のポリ塩化アルミニウムに含有）・臭素酸（塩素剤に不純物として含有する可能性がある）・塩素酸（塩素剤を不純物として含有する可能性がある）・トリハロメタン（塩素消毒の際に水の中の有機物と反応して副生する可能性がある）
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 水道水の水質状況

水道水は、原水の汚染要因や浄水場使用薬品などを踏まえて適正な浄水処理を行い、水質基準に適合した安全な水を供給しています。

4 検査地点

(1) 給水栓（蛇口）

2 浄水場系統及び主要配水池系統ごとに末端配水池系を検査することで、同一の配水系統の状況が把握できることから、6 箇所の給水栓を設定しました。この内、1 日 1 回行う検査は各浄水場系統ごとの 4 箇所で行います。

系 統	採 水 地 点	定期	毎日
1.チマイベツ浄水場・白鳥台配水池系	室蘭市消防署白鳥台出張所（白鳥台 5-2）	○	○
2.チマイベツ浄水場・高平配水池系	室蘭市消防署本輪西支署（港北町 1-6）	○	○
3.チマイベツ浄水場・蘭西配水池系	室蘭市女性センター（栄町 2-1）	○	
4.千歳浄水場・知利別配水池系	室蘭市消防本部（東町 2-28）	○	○
5.千歳浄水場・水元高区配水池系	室蘭市水元保育所（水元町 9）	○	
6.千歳浄水場・小橋内高区配水池系	養護老人ホームあいらん（祝津町 3-16）	○	○

(2) 浄水場の入口（原水）と出口（浄水）

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、2 浄水場の入口（原水）及び出口（浄水）の検査を行います。

(3) 河川水（水源）

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に水源水質が影響を与えるため、チマイベツ川、ペトル川、登別川の各取水地点 3 箇所の検査を行います。

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓水における水質検査項目と検査頻度（表 1 参照）

ア 水質検査項目

法令に基づく水質検査は、給水栓水において水質基準 50 項目の検査をします。

また、1 日 1 回行う検査は、法令どおり色及び濁り並びに消毒の残留効果の検査をします。

イ 検査頻度

- ① 法令に基づく頻度が、概ね 1 ヶ月に 1 回以上の病原生物指標や基礎的性状などの 9 項目と、過去の検査結果から検査頻度を緩和できる項目なども、より安全性を確保するため水質管理上注意すべき項目として併せ、水質基準項目 12 項目は、月 1 回の検査をします。

② 法令に基づく頻度が、概ね3ヶ月に1回以上のシアンや消毒副生成物11項目と過去の検査結果から検査の省略、または年1回以上及び3年に1回以上に緩和できる項目も含めた水質基準項目22項目は、年4回の検査をします。

また、臭気物質2項目は、水温10℃以上の6月～9月に月1回の検査をします。

③ 過去の検査結果から検出されることがない項目と、最高値が基準値の10分の1以下などの3年に1回以上に緩和できる項目14項目については、より水道水の安全性を確認するため、季節変動を考慮して年2回の検査をします。

(2) 本市が独自に行う水質検査項目と検査頻度（表1～表4参照）

ア 水質検査項目

① 水源並びに浄水処理工程においては、処理機能を監視して水道水が安全で良質であることを確認するため「水質基準項目」を(1)の給水栓水に準じて検査をします。

② 「水質管理目標設定項目」は、重複する水質基準6項目及び未使用の消毒薬品（二酸化塩素）に起因する2項目を除いた20項目について、水源、原水、浄水および給水栓水の検査をします。

農薬類は、千歳水源の上流域で使用されるゴルフ場の農薬6種類が対象農薬リスト（農薬類102種類）に該当することから、千歳水源の安全性を確認するため使用農薬6種類を含めた農薬27種類について、水源の検査をします。なお、自己検査不可能の農薬3種類は、検査機器の未整備により千歳水源1箇所を委託検査とします。ただし、千歳原水、浄水及び給水栓水については、農薬24種類について検査をします。

その他の2水源については、流域面積の85～96%が山林であり、農薬類の使用事業は行なわれていないが、より水源の安全性を確認するため、農薬24種類について水源、原水、浄水及び給水栓水の検査をします。

③ 本市独自に行う「維持管理項目」として、水源水質や浄水処理の状況を把握するため、クリプトスポリジウム汚染の指標菌などの水源に起因する11項目の検査をします。

この11項目中には、原水におけるクリプトスポリジウム等における、汚染のおそれの程度を把握するため、クリプトスポリジウム及びジアルジアについて水源の検査をします。

また、クリプトスポリジウムの指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、水源及び原水の検査をします。

イ 検査頻度

① 水源並びに浄水処理工程の「水質基準項目」の頻度は、水質変化を総合的に把握するため給水栓水に準じて検査をします。ただし、浄水処理に起因する消毒副生成物の11項目は、水源及び原水を除き、浄水（出口）の検査をします。

② 「水質管理目標設定項目」は、味覚、腐食性及び微生物指標細菌の5項目を季節変動確認のため4回の検査とし、その他の15項目は年1回の検査をします。また、残留塩素は給水栓などで毎日1回以上検査します。

なお、地下水汚染に起因するなどの有機物質等の5項目は、給水栓での検査は行いません。

ただし、二酸化塩素、亜塩素酸は浄水処理過程において、使用していないため検査は行いません。

また、塩素消毒の際に生成する消毒副生成物の2項目は、水源、原水での検査は行いません。

③ 「維持管理項目」は、水源水質状況などの季節変動を確認するため必要に応じて、年1回又は年4回以上の検査を行い水質管理に活用します。

6 臨時の水質検査

(1) 水質検査を行う要件

水道水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、臨時の水質検査を直ちに実施し、給水栓の安全が確認されるまで継続します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水処理過程に異常があったとき。
- ⑤ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められたとき。

(2) 検査箇所

検査箇所は、給水栓を原則とし、水道施設等の必要な場所も実施します。

(3) 水質検査項目

検査項目は、水質基準50項目のうち、毎月検査9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）については、必ず検査をします。

それ以外の水質基準項目やその他必要な項目についても、水質異常の状況から判断して必要があると認められる項目を検査します。

7 水質検査方法

水質検査は、自己検査体制を整備して室蘭市水道部水道施設課水質試験所で行います。

水質管理目標設定項目のうち農薬類3種類については、検査機器の未整備により、登録検査機関に委託して検査します。また、給水栓の1日1回検査は、4の（1）の当該公共施設等に依頼して検査します。

「水質基準項目」及び「水質管理目標設定項目」の水質検査方法は、国が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。その他の維持管理項目は、「上水試験方法」（日本水道協会）等により行います。

8 水質検査計画の公表と見直し

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、ホームページ（水道部サイト）で公表します。

また、水質検査計画の印刷物を水道部（総務課）、（水道施設課）、（水質試験所）に常備して閲覧することができます。

水質検査計画の策定については、これまでの検査結果やお客様からのご意見及び法令改正を反映して必要な見直しを行います。

なお、年度途中で水質検査計画の一部変更、追加の必要が生じた場合、随時、見直しを行いホームページで変更内容を公表します。

9 水質検査結果と評価の公表

ホームページでは毎月の水質検査結果（速報値）とその都度水質基準の適合状況等を含めた水質検査結果についての評価や判定を併せて掲載します。

水質検査結果は、「水道・下水道事業年報」及びホームページ（水道部サイト）で公表します。

10 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標の1/10の定量下限値が得られ、変動係数が無機物は10%以下、有機物は20%以下の精度で水質検査を行います。



誘導結合プラズマ質量分析計
(金属類の測定)



ガスクロマトグラフ質量分析計
(有機物の測定)

(2) 信頼性保証

厚生労働省や北海道水質管理協議会が行う精度管理に参加して、信頼性の確保に努めています。

11 関係機関との連携

本市は、水道水の安全性を確保していくため水源などでの水質汚染事故に備えまして、本市関係部局（環境対策課、市民生活課、土木課）及び北海道（室蘭保健所）や河川管理者（室蘭土木現業所、登別市）と情報交換や連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

“この水質検査計画に対するご意見、ご感想をお寄せください。”

問い合わせ先

〒050-0051 室蘭市石川町 291 番地 2

室蘭市水道部水道施設課水質試験所

電話 0143-55-1807

FAX 0143-55-4207

メール: suidou-soumu@city.muroran.lg.jp

(表1)

水準基準項目等の検査頻度表

凡例	基礎的性状	微生物	有機物質	無機物質	消毒副生成物	消毒剤	その他
----	-------	-----	------	------	--------	-----	-----

番号	検査項目	水質基準値 (mg/L)	基準頻度 (給水栓)	室蘭市 過去3年間の 最大値	検査省略 の可否 回数の減	検査計画頻度(回/年)				検査月	備考
						給水栓 (蛇口)	浄水場 出口 (浄水)	浄水場 入口 (原水)	河川水 (水源)		
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	0	不可	12	12	12	12	毎月	毎月検査項目
基2	大腸菌	不検出	1回/月	不検出	不可	12	12	12	12	毎月	
基3	カドミウム及びその化合物	0.01	1回/3月	<0.001	1回/3年	2	2	2	2	7.1	安全性確認項目
基4	水銀及びその化合物	0.0005	1回/3月	<0.00005	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基5	セレン及びその化合物	0.01	1回/3月	<0.001	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基6	鉛及びその化合物	0.01	1回/3月	<0.001	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3月	<0.001	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基8	六価クロム及びその化合物	0.05	1回/3月	<0.005	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月	<0.001	不可	4	4	4	4	4,7,10,1	1回/3月項目
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/3月	0.28	1回/3年	4	4	4	4	4,7,10,1	安全性確認項目
基11	フッ素及びその化合物	0.8	1回/3月	0.10	1回/3年	4	4	4	4	4,7,10,1	
基12	ホウ素及びその化合物	1.0	1回/3月	0.13	不可	4	4	4	4	4,7,10,1	
基13	四塩化炭素	0.002	1回/3月	<0.0002	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基14	1,4-ジオキサン	0.05	1回/3月	<0.005	不可	4	4	4	4	4,7,10,1	H21新規変更項目
基15(新)	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン(注1)	0.04	1回/3月	-	不可	4	4	4	4	4,7,10,1	
基16	ジクロロメタン	0.02	1回/3月	<0.002	1回/3年	2	2	2	2	7.1	安全性確認項目
基17	テトラクロロエチレン	0.01	1回/3月	<0.001	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基18	トリクロロエチレン	0.03	1回/3月	<0.001	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基19	ベンゼン	0.01	1回/3月	<0.001	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基20	塩素酸	0.6	1回/3月	<0.06	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基21	クロロ酢酸	0.02	1回/3月	<0.002	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基22	クロロホルム	0.06	1回/3月	0.011	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	安全性確認項目
基23	ジクロロ酢酸	0.04	1回/3月	0.010	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基24	ジブロモクロロメタン	0.1	1回/3月	0.003	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基25	臭素酸	0.01	1回/3月	<0.001	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基26	総トリハロメタン	0.1	1回/3月	0.016	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基27	トリクロロ酢酸	0.2	1回/3月	<0.02	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基28	ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	0.005	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基29	ブロモホルム	0.09	1回/3月	0.001	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基30	ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	<0.008	不可	4	4	-	-	4,7,10,1	
基31	亜鉛及びその化合物	1.0	1回/3月	0.046	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3月	0.18	不可	12	12	12	12	毎月	浄水処理工程管理
基33	鉄及びその化合物	0.3	1回/3月	0.03	不可	4	4	4	4	4,7,10,1	性状確認項目
基34	銅及びその化合物	1.0	1回/3月	<0.005	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基35	ナトリウム及びその化合物	200	1回/3月	14.0	1回/3年	2	2	2	2	7.1	
基36	マンガン及びその化合物	0.05	1回/3月	0.005	1回/3年	12	12	12	12	毎月	
基37	塩化物イオン	200	1回/3月	11.6	不可	12	12	12	12	毎月	毎月検査項目
基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	1回/3月	92.0	1回/3年	4	4	4	4	4,7,10,1	性状確認項目
基39	蒸発残留物	500	1回/3月	176	不可	4	4	4	4	4,7,10,1	安全性確認項目
基40	陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3月	<0.02	1回/3年	4	4	4	4	4,7,10,1	
基41	ジェオスミン ※1	0.00001	時季に応じ	<0.000001	不可	5	5	5	5	6,7,8,9	原因生物発生時期
基42	2-メチルイソボル ※2	0.00001	1回/月	<0.000001	不可	5	5	5	5	6,7,8,9	毎月検査項目
基43	非イオン界面活性剤	0.02	1回/3月	<0.005	不可	4	4	4	4	4,7,10,1	
基44	フェノール類	0.005	1回/3月	0.0032	不可	12	12	12	12	毎月	
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (注2)	3	1回/月	0.6	不可	12	12	12	12	毎月	
基46	pH値	5.8~8.6	1回/月	8.1	不可	12	12	12	12	毎月	
基47	味	異常でないこと	1回/月	異常なし	不可	12	12	-	-	毎月	
基48	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし	不可	12	12	12	12	毎月	
基49	色度	5度	1回/月	1	不可	12	12	12	12	毎月	
基50	濁度	2度	1回/月	0.1	不可	12	12	12	12	毎月	
毎1	色		1回/日	異常なし		毎日	毎日	-	-		
毎2	濁り		1回/日	異常なし		毎日	毎日	-	-		
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)		1回/日	0.1mg/L以上		毎日	毎日	-	-		

省略等要件 ① 原水水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合、1年に1回以上、1/10以下の場合、3年に1回以上とすることができます。

② [] は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

③ ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

④ ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

(注1) 基15(新)の項目は、平成21年度から新たに改正された新規変更項目であるため、「過去3年間の最大値」欄は「-」となっている。

(注2) 基45の項目は、平成21年度から水質基準 3mg/L以下に強化した基準値となっている。

(表2)

水質管理目標設定項目の検査頻度表

凡例	基礎的 性状	微生物	有機物質	無機物質	消毒副生 成物	消毒剤	その他
----	-----------	-----	------	------	------------	-----	-----

番号	検査項目	目標値 (mg/ℓ)	検査計画頻度(回/年)				検査月	備考
			給水栓	浄水場 出口	浄水場 入口	河川水		
			(蛇口)	(浄水)	(原水)	(水源)		
目1	アンチモン及びその化合物	0.015	—	1	1	1	11	
目2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	1	1	1	1	11	
目3	ニッケル及びその化合物	0.01(暫定)	1	1	1	1	11	
目4	亜硝酸態窒素	0.05(暫定)	1	1	1	1	11	
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	1	1	1	11	
目7	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	1	1	1	11	
目8	トルエン	0.2	—	1	1	1	11	
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	—	1	1	1	11	
目10	亜塩素酸	0.6	—	—	—	—	—	二酸化塩素注入なし
目12	二酸化塩素	0.6	—	—	—	—	—	二酸化塩素注入なし
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	1	1	—	—	11	
目14	抱水クロラル	0.02(暫定)	1	1	—	—	11	
目15	農薬類 (※1)	検出値と目標値 の比の和として1	1	1	1	1	11	農薬の散布時期
目16	残留塩素	1	毎日	毎日	—	—	毎日	
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	4	4	4	4	4,7,10,1	水質基準項目と重複
目18	マンガン及びその化合物	0.01	12	12	12	12	毎月	水質基準項目と重複
目19	遊離炭酸	20	4	4	4	4	5,8,11,2	
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1	1	1	1	11	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	1	1	1	1	11	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	4	4	4	4	5,8,11,2	
目23	臭気強度(TON)	3	4	4	4	4	5,8,11,2	
目24	蒸発残留物	30~200	4	4	4	4	4,7,10,1	水質基準項目と重複
目25	濁度	1	12	12	12	12	毎月	水質基準項目と重複
目26	pH値	7.5程度	12	12	12	12	毎月	水質基準項目と重複
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度とし極力 0に近づける	4	4	4	4	5,8,11,2	
目28	従属栄養細菌	2,000個/ml以下	4	4	4	4	5,8,11,2	
目29(新)	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	1	1	1	11	H21新規追加項目
目30(新)	アルミニウム及びその化合物	0.1	1	1	1	1	11	H21新規追加項目 水質基準項目と重複

(※1) 農薬類は、室蘭市、登別市での使用量や毒性などから選定した24~27種類の農薬について検査を行います。
その内、農薬24種類については、自己検査を行い、その他の農薬3種類は、検査機器の未整備等により、登録検査機関に委託して検査を行います。

(表3)

委託試験の区分

番号	委託検査項目	用途	検査頻度	検査方法
28	オキシ銅	殺菌剤	1回/年	固相抽出-LC-MS法(ポジティブモード)
45	メコプロップ	除草剤	1回/年	固相抽出-LC-MS法(ネガティブモード)
90	アゾキシストロビン	殺菌剤	1回/年	固相抽出-LC-MS法(ポジティブモード)

(表4)

その他の維持管理項目の検査頻度表

番号	検査項目	検査計画頻度(回/年)				検査月	備考
		給水栓	浄水場 出口	浄水場 入口	河川水		
		(蛇口)	(浄水)	(原水)	(水源)		
1	水温	12	12	12	12	毎月	
2	クリプトスポリジウム	—	—	—	1	9又は10	委託検査
3	ジアルジア	—	—	—	1	9又は10	委託検査
4	大腸菌(MPN)	—	—	4	4	5,8,11,2	
5	嫌気性芽胞菌	—	—	4	4	5,8,11,2	
6	総アルカリ度	4	4	4	4	5,8,11,2	
7	硫酸イオン	4	4	4	4	5,8,11,2	
8	電気伝導率	12	12	12	12	毎月	
9	総酸度	4	4	4	4	5,8,11,2	
10	カルシウム硬度	4	4	4	4	5,8,11,2	
11	溶性ケイ酸	4	4	4	4	5,8,11,2	